

要 望 書

昨今、温暖化の影響と考えられる自然災害が猛威を振るっている。我が国においても、度重なる超大型台風の襲来、大雨による土砂災害など、いずれも大きな被害をもたらしている。WMO（世界気象機関）は、2014年の世界平均気温について、とくに海面温度の上昇が顕著であり、世界各地で豪雨、洪水、干ばつなどの異常気象につながっていると指摘している。

COP20では、温室効果ガスの削減について、全ての国が参加する2020年以降の新たな枠組づくりの協議が進められ、温暖化防止について世界各国がさらに踏み込んだ取組をすることが喫緊の課題となっている。そうした中で、EUはもとより、2大排出国である中国とアメリカが新たな削減目標を打ち出しており、我が国も速やかに新たな削減目標を打ち出していくことが求められている。

今、原子力によるエネルギー供給が難しい局面を迎えており、その代替エネルギーとして、バイオマス等再生可能エネルギーの活用がますます重要性を増している。当連合会は「再生可能エネルギー固定価格買取制度」に基づく木質バイオマス証明の認定団体として、現在30事業所の認定を行い、適切なサーマル燃料の供給に努めているところである。しかしながら、同制度が始まり2年半が経った今、当初の想定と異なる矛盾が表面化しつつある。また、未利用の廃木材を、サーマル、マテリアルを問わず貴重なバイオマス資源として安定的に活用していくためには、多くの課題が残されている。

そこで、当連合会会員の力を結集し、持続可能な循環型社会を構築するため、別添の事項について強く要望いたします。これらの事項について、早期に実現できますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成27年1月7日

環境大臣 望月 義夫 様

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

農林水産大臣 西川 公也 様

国土交通大臣 太田 昭宏 様

自民党再生可能エネルギー・省エネ関係団体連絡協議会会長

山本 拓 様

特定非営利活動法人

全国木材資源リサイクル協会連合会

理事長 鈴木 隆

環境省

○ 廃棄物の種類について

産業廃棄物は多様な排出元から多種類発生するが、廃棄物処理法に基づく廃棄物の種類を確定するには依然として不透明な部分もある。

そこで、排出実態を検証し、特にリサイクルが確実な廃棄物について廃棄物の区分を見直すなど、不透明な部分の改善を検討されたい。

○ 災害時の対応について

1. 災害時に発生する廃木材について、再生資源としての活用を進めるため、産業廃棄物として扱えるように法の運用を図るとともに、民間活力を最大限活用できるように支援策を講じられたい。

2. 原発事故の影響が懸念される未利用木材のうち問題のないものは風評等に影響されず、リサイクルが円滑に進むよう、基準の運用の徹底と、除染技術の開発、除染後の残渣物の処分方法の確立に努められたい。

3. 大地震、超大型台風など自然災害の脅威が増しており、災害時における廃木材の円滑な処理が効率的な復興を図るうえで課題となっている。そのため保管場の確保は大切な要件であり、迅速な対応のためにもあらかじめ候補地をリストアップするなど、最大限リサイクルできるような運用を図られたい。

○ 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

○ バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化について

1. 「再エネ法」に基づくバイオマス発電利用の事業者認定を取得する目的で、施設能力に変更なく保管施設を改造する場合、手続きの簡略化に配慮願いたい。

2. 木質チップのバイオマス発電利用の安定化を図るため、原料木くず及び製品木質チップの保管基準を現実的な範囲で緩和されたい。

○ 産業廃棄物管理責任者制度の拡充について

本来、委託契約書やマニフェストの当事者である産業廃棄物排出事業者が、委託契約書やマニフェスト等を適正に取り扱えるよう、管理責任者制度を特別管理産業廃棄物だけでなく、通常の産業廃棄物まで拡充することを検討されたい。

○ 無許可処理業者の排除について

設置許可不要の小規模施設による廃棄物の処理が、リサイクルを阻害する大きな要因になっている。これらの実態を把握するとともに、設置許可要件を拡大する等、不適正処理の撲滅に努められたい。

○ 軽油引取税の免税制度について

軽油引取税の免税措置期間を延長し、さらに循環型社会づくりを進めるため、免税対象事業・用途である木材加工業における木質チップ製造あるいは廃棄物処理業における最終処分と同等の作業を行っている廃木材のチップ製造についても、免税制度を適用されたい。

○ 廃棄物処理業における設備の取扱いについて

1. 木くずのリサイクルで使用する破砕機等は、木材製造業における設備と同様であるが、異物処理が必要なため、より減耗が激しい。そこで、適切な設備投資を進めることができるよう、減価償却年数を木材製造業と同等とするなどの短縮を図られたい。

2. 老朽化により破砕機を更新する場合、能力を変更すれば知事の許可が必要である。しかし、現在の技術の発達により省エネや防音など環境に優れた製品が多いことから、環境が改善され、かつ能力の変更が一定の範囲にある変更については、優良機種導入の推進の立場からも手続きの簡略化に配慮願いたい。

○ 廃木材の地産地消の促進について

廃木材の処理及び活用において、適正処理とともに環境負荷の少ない取り組みが求められている。こうしたことから、不法投棄の防止、遠距離運送による

CO2 増加などを考慮し、廃木材の地産地消が実現できるような総合的な流通システムの確立について検討願いたい。

○ 業種の認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。

経済産業省

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

1. 平成24年7月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が施行されたが、今後のエネルギー需要を推進する上で木質バイオマスエネルギーは、天候等に左右されず24時間供給が可能なことから大いに推奨すべきと考える。

この制度の推進に当たり、未利用資源の林地残材の活用を優先し、建設系等の廃木材については、既存用途における供給量逼迫や市況高騰が起こらないよう、引き続き考慮願いたい。

2. 再生可能エネルギーについて、電力5社が自然条件に左右され、供給が不安定となることを理由に新たな契約受入を中断した。契約再開の見通しとなったが、このことに関連し、バイオマス発電について、その安定性という特長を考慮した対応を図られたい。

3. リンゴ園の剪定枝が一般木材として扱われる例があるが、まとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等は一般廃棄物扱いという理由で制度上一般木材として扱われていない。制度創設の効果を高めるため、これらについても認定が拡大されるよう、現実に即した法運用を図られたい。

4. 森林・林業の再生と地域社会の再構築の中で、限られた量の地域のバイオマスを生かせるよう、木質バイオマス発電施設の乱立を防止する措置を講じられたい。

5. 効率的な燃料確保の観点から、規模別買い取り区分による小規模優遇、熱利用の優遇などの対策を検討願いたい。

○ 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付について

木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

○ 外国人研修生の受け入れについて

我が国の木材資源リサイクル技術の先進性を海外の技術者に周知するため、国の研究機関等で海外からの研修生を受け入れる場合、その実習の場として当連合会の企業の活用について検討願いたい。

○ 業種の認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。

農林水産省

○ 「再エネ法」に基づく木質バイオマス発電事業への利用推進について

1. 木質バイオマス燃料については、当初は大半が間伐材であると想定されていたが、実際には剪定枝が多くを占めている。このように、当初の想定と異なる状況が見受けられ、混乱が生じている。そこで、効率的な材の活用を図るため、「木質バイオマス発電・証明ガイドライン及びQ&A」の現状に即した見直しを図られたい。

2. リンゴ園の剪定枝が一般木材として扱われる例があるが、まとまった量が供給可能な果樹園、公園等の剪定枝等は一般廃棄物扱いという理由で制度上

一般木材として扱われていない。制度創設の効果を高めるため、これらについても認定が拡大されるよう、現実に即した法運用を図られたい。

3. 木質バイオマス発電等の新エネルギー施設への補助金交付決定にあたっては、燃料需給の混乱を避けるため、地域の木質燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい。

4. 森林・林業の再生と地域社会の再構築の中で、限られた量の地域のバイオマスを生かせるよう、木質バイオマス発電施設の乱立を防止する措置を講じられたい。

5. 効率的な燃料確保の観点から、規模別買い取り区分による小規模優遇、熱利用の優遇などの対策を検討願いたい。

6. 当連合会は、木質バイオマス証明の認定団体として、事業者の認定審査及びその後の確認調査については充分留意して実施していくが、制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化など、国が直接関わるチェック体制を整備されたい。

○ 木質チップの品質確保について

「再エネ法」に基づく固定価格買取制度の施行に伴い、木質チップの統一的な品質規格が求められている。その品質確保のために、寸法、成分はもとより有害物質等の基準についても対応が求められており、その際の負担を軽減するため、設備投資や検査費用の助成等、支援策を講じられたい。

○ 森林整備等の補助金について

森林の再生において健全な森林を育成することは大変重要な課題であり、今後、新たな産業としても有望視されていることから、国や県からの補助金等は有効に広く利用されるよう施策を講じられたい。

また、新たな取り組みに当たっては、健全な企業経営に至るまでには相当な試行と経験を要することになるため、補助金等の金額においてもフレキシブルに見直しが図られるよう施策を講じられたい。

国土交通省

○ 「再エネ法」施行に伴う建設系廃木材の活用について

「再エネ法」の施行に伴い、従来建設系廃木材を利用していたバイオマス発電事業者が、固定価格買取制度の対象燃料に移行して、廃材系チップの流通が阻害されることのないよう、十分に監視、指導されたい。

○ C C A処理木材の取り扱いについて

建設現場等から発生するC C A処理木材については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることから、廃棄物処理法に基づき濃度に応じて適正な焼却又は埋立処分等の措置が必要となる。

その受け皿の確保を含めた、C C A処理木材の適正な取り扱いについて、関係省庁と連携を図りながら建設工事関係者への周知を図られたい。

○ 業種の認定について

この度、解体業の業種区分が新設されたところである。産業廃棄物処理業のうち中間処分業は、適正処理に加え、リサイクル製品の製造という役割が急激に大きくなりつつある。こうしたことから、資源の有効利用や人材確保など、今後も安定的に循環型社会づくりに貢献するため、業の実態を詳細に調査し、「その他サービス業」から新たに独立した業種として位置付けられるよう、支援願いたい。